

(その1)

収支報告書

平成25 年分
開催分

(ふりがな) しんえんしゅうせいじけいざいけんきゅうかい

1 政治団体の名称 新遠州政治経済研究会

2 主たる事務所の所在地 静岡県浜松市中区板屋町605

(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
伊熊 重幸

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
菅沼 文敏

事務担当者の氏名

(姓) (名)
鈴木 清美

(電話) 053-455-3711

(電話)

(電話)



政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | 規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名) |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 塩谷 立 |
| 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職) |
| 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 (2人目) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 (3人目) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	359,358
(前年からの繰越額)	157,396
(本年の収入額)	201,962
支 出 総 額	79,065
翌年への繰越額	280,293

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	100,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	100,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	100,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
1 件 10 万 円 未 満 の も の		101,962	
合 計		101,962	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
1	塩谷立21世紀浜松の会	100,000	H25/12/30	浜松市中区板屋町605	晝馬輝夫	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附		0				
合 計		100,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に明細を記載して下さい。

(注2) 「その他の寄附」の欄には、明細を記載したもの以外の寄附の合計金額を記載して下さい。

(注3) 「寄附者の氏名」欄は、「〃」「同上」等の入力はせず、同一者の追加ボタンで操作を行ってください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	79,065	0	
小 計	79,065	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	79,065		

(注1) 「(2)光熱水費」「(3)備品・消耗品費」「(4)事務所費」の金額は、通年で国会議員関係政治団体（又は資金管理団体）に該当している団体の場合のみ、「その14内容取得」ボタンでその14の合計金額を自動的に入力することが可能です。それ以外の団体の場合は、該当欄に直接入力してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	監査料	78,750	H25/4/8	税理士法人坂本&パートナー	浜松市中区高丘西1-9-21	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		315				
合 計		79,065				

(注1) 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に明細を記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括してその合計金額を記載して下さい。

(注2) 「領収書等を徴し難かったもの」の欄は、領収書等を徴し難かった場合に「領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成する」を、振込の場合は「振込明細書に係る支出目的書を作成する」を指定して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 4月 14日

政治団体の名称 新遠州政治経済研究会

会計責任者の氏名 菅沼 文敏



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成26年3月19日

新遠州政治経済研究会

代表 伊熊 重幸 殿

登録政治資金監査人

山岡 秀 明

登録番号

第 3012 号

研修終了年月日

平成21年10月30日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、新遠州政治経済研究会 の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、新遠州政治経済研究会 の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、明細書および領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、明細書および領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的

書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

新遠州政治経済研究会 と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、新遠州政治経済研究会 と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上